



2021年2月15日

各 位

会社名 株式会社東京精密
代表者名 代表取締役社長 C E O 吉田 均
(コード番号 7729 東証第一部)

問合せ先 代表取締役 C F O 川村 浩一
T E L 042—642—1701 (代表)

2021年3月期第3四半期報告書の提出期限延長に係る承認申請書提出に関するお知らせ
及び当社連結子会社における不正行為の追加把握内容に関するお知らせ

当社は、本日、企業内容等の開示に関する内閣府令第17条の15の2第1項に規定する四半期報告書の提出期限延長に係る承認申請書を関東財務局へ提出することを決定いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

また、2021年2月8日開示の「特別調査委員会の設置及び当社連結子会社における不正行為の概要に関するお知らせ」に関し新たに認識しました関連不正行為の概要につきまして、併せてお知らせいたします。

記

1. 2021年3月期第3四半期報告書の提出期限延長に係る承認申請書提出

- (1) 対象となる四半期報告書
2021年3月期第3四半期報告書 (自 2020年10月1日 至 2020年12月31日)
- (2) 延長前の提出期限
2021年2月15日
- (3) 延長が承認された場合の提出期限
2021年3月15日
- (4) 提出期限の延長を必要とする理由

当社は、2021年2月5日に開示いたしました「当社連結子会社における不正行為の発覚に関するお知らせ」ならびに2021年2月8日に開示いたしました「特別調査委員会の設置及び当社連結子会社における不正行為の概要に関するお知らせ」のとおり、当社連結子会社である株式会社東精エンジニアリング（以下「当該子会社」といいます。）において不正な行為が発覚したことを受け、2021年2月8日に、当社とは利害関係を有しない外部専門家及び社外取締役から構成される特別調査委員会を設置し、不正な取引の事実関係の調査や、当社連結財務諸表等への影響の確認を依頼することといたしました。不正な取引は、約10年前から行われていた可能性があり、特別調査委員会による事実関係の調査には、相応の日数を要することが見込まれます。また、その調査結果を踏まえて、監査法人の当社の連結財務諸表に対する追加的な監査手続等も必要となります。そのため、金融商品取引法第24条の4の7第1項の提出期限までに当第3四半期報告書を提出できないとの判断に至りましたので、企業内容等の開示に関する内閣府令第17条の15の2第1項に基づき、当該四半期報告書の提出期限延長の承認申請を行うことといたしました。

提出期限延長に係る申請が承認された場合は、速やかに開示いたします。

2. 2021年2月8日開示「特別調査委員会の設置及び当社連結子会社における不正行為の概要に関するお知らせ」に関し新たに認識した関連不正行為の概要

2021年2月8日開示の「特別調査委員会の設置及び当社連結子会社における不正行為の概要に関するお知らせ」の2.(2)②「当該子会社による長期滞留売掛金の回収に係る不適切な取引」において当該子会社の中国現地法人が購入し在庫となった製品の販売活動サポートを当該子会社が日本の外注先に委託した際の経費約22百万円が、当該子会社における無関係な他の製品の原価に組み入れられた可能性があります。

以 上